



2021

埼玉県信用保証協会の現況
Disclosure

目 次

ごあいさつ	2
プロフィール	3
コーポレート・アイデンティティ	4
信用補完制度	5
令和2年度の主な取組み	7
令和2年度事業報告	14
令和2年度統計資料	18
第6次中期事業計画	22
令和3年度経営計画	23
情報管理・コンプライアンス等の取組み	25
事業体制と県内ネットワーク	29

ごあいさつ



会長 飯島 寛

平素は、埼玉県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、ディスクロージャー誌「2021 埼玉県信用保証協会の現況」を作成いたしました。当協会の事業実績や取組み等についてご高覧賜り、当協会に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

さて、令和2年度の保証承諾金額は、前年度比で約4.4倍の1兆3,420億円となり、当協会設立以来最高の実績となりました。これは、新型コロナウイルス感染症の蔓延が、県内の中小企業・小規模事業者の経営に与えた影響の大きさを表しているものと受け止めております。

当協会としましては、急増する保証申込に対応するため、他部門から保証審査部門へ人員をシフトしたほか、職員間の感染拡大による事業中断リスクを低減させるため、業務スペースの物理的な分離（スプリットオペレーション）を実施するなど、県内の中小企業・小規模事業者への資金繰り支援を、途切れることなく迅速に実施できるよう様々な施策を講じました。

コロナ禍で、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は様変わりし、企業の抱える課題は、これまで以上に多様化しています。当協会としましては、個社の実情に応じた金融支援・経営支援を迅速に提供できるよう、役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。関係機関の皆さまには、引き続きご指導、ご鞭撻ならびに温かいご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

令和3年9月

プロフィール

概要 (令和3年3月31日現在)

名称	埼玉県信用保証協会
人格	信用保証協会法に基づく法人
主務大臣	内閣総理大臣・経済産業大臣
本店所在地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル11階
設立	昭和24年6月25日
事務所	本店、3支店
役職員数*	役員 5名 職員 180名 ※非常勤役員・嘱託・パートタイマー等を除く
基本財産	791億円
保証債務残高	1兆6,260億円
保証利用企業者数	62,826企業
関連会社	保証協会債権回収株式会社 保証協会システムセンター株式会社



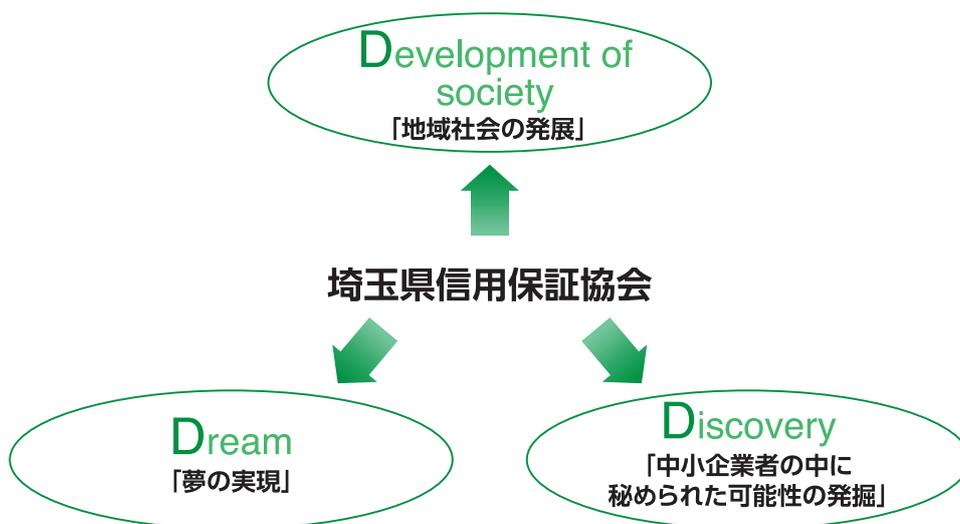
沿革

昭和24年	6月	財団法人埼玉県信用保証協会として大蔵大臣認可
昭和24年	7月	浦和（現：さいたま）市にて業務開始
昭和28年	8月	信用保証協会法公布・施行
昭和29年	6月	信用保証協会法に基づく法人に組織変更
昭和61年	10月	熊谷支所を開設
昭和63年	3月	本所を現住所地のソニックシティビル11階に移転
平成元年	4月	川越支所を開設
平成3年	10月	春日部支所を開設
平成11年	4月	「本所」を「本店」に、「支所」を「支店」に名称変更 基本理念およびシンボルマークを改定（3つのD）
平成13年	4月	保証協会債権回収株式会社（埼玉営業所）業務開始

コーポレート・アイデンティティ

基本理念

埼玉県信用保証協会は、
地域社会の発展 〈Development of society〉 のため、
中小企業者の中に秘められた可能性を発掘 〈Discovery〉 し、
夢の実現 〈Dream〉 のお手伝いをします。



基本理念は、当協会のあるべき姿、目指すべき方向を端的にあらわしたものです。この基本理念の3つのDを通じて、より一層皆さまに信頼される信用保証協会の実現に向け、鋭意努力を続けてまいります。

シンボルマーク



【デザイン趣意】

シンボルマークは、当協会の基本理念である「3D」を、信用保証協会の持っている「人間的な優しさ」の表現として、ソフトな筆タッチの花びらをモチーフにしました。中小企業者・金融機関・当協会の3つの力で大きく花ひらくイメージです。

コーポレートカラーは、当協会がこれからも「信頼のできる安定した機関」であることを象徴して、安定のブルーと信頼のグリーンを選びました。

信用補完制度

信用補完制度について

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、または資本市場からの事業資金調達のため私募債を発行する際、信用保証協会が公的な保証人として、中小企業者の金融を円滑にする制度が「信用保証制度」です。

この制度をより強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は保証債務の履行（代位弁済）に伴う信用保証協会のリスクを、国が出資する日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。

この2つの制度を総称して「信用補完制度」といい、国の中小企業金融施策の重要な一翼を担っています。

信用補完制度

信用保証制度

信用保証制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者が基本的な当事者です。信用保証協会は、中小企業者からの信用保証委託申込を受け融資の保証をします。その際、信用保証協会は、中小企業者から信用保証料を受領し、また、融資が返済不履行になった場合は、金融機関に対し代位弁済します。

※現在、信用保証協会は、各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会（横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市）、全国であわせて51協会が設けられています。

信用保険制度

信用保証協会は、日本政策金融公庫と信用保険契約を結び、保証付融資の実行に伴い信用保険料を支払います。金融機関への代位弁済が発生した場合、信用保証協会は、代位弁済額のうち一定の割合の金額を日本政策金融公庫から保険金として受領します。

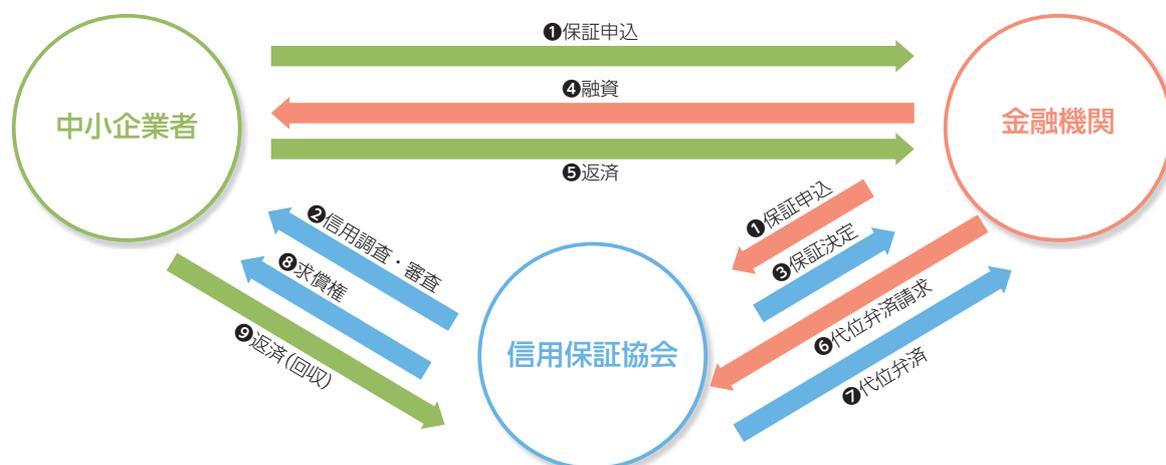
〈責任共有制度について〉

平成17年6月に中小企業政策審議会における「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会取りまとめ」を受け、平成19年10月1日から金融機関と信用保証協会との「責任共有制度」が導入されました。

従来は金融機関の融資額に対し、原則として信用保証協会が100%を保証していましたが、本制度導入後は、一部の制度を除いて信用保証協会の保証割合が80%となり、金融機関に20%の責任負担が生じることになりました。

このように、金融機関と信用保証協会とが責任を共有することで、両者が従来以上に連携を強化し、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった適切な支援を行うことが期待されています。

信用保証制度のしくみ



- 中小企業者は、取引金融機関等を経由して信用保証協会に保証申込をします。
県・市町村制度融資の場合は、金融機関の他に市町村や商工会議所・商工会等を経由して申込をします。
- 信用保証協会は、申込内容等の調査・審査をします。
- 信用保証協会は、適当と認めた場合には保証決定し、金融機関に対し信用保証書を発行します。
- 金融機関は、中小企業者に融資します。中小企業者は金融機関を通じて信用保証料を支払います。
- 中小企業者は、金融機関に借入金を返済します。
- 中小企業者が、万一何らかの事情で借入金の全部または一部を返済することができなくなった場合、金融機関は信用保証協会に保証債務の履行（代位弁済）を請求します。
- 信用保証協会は、請求を審査した後、金融機関に代位弁済します。
- 信用保証協会は、代位弁済によって中小企業者に対し求償権を取得します。（求償権発生）
- 信用保証協会は、以後、中小企業者と経営の立て直し等を相談しながら求償権の回収を図ります。

信用保険制度のしくみ



- 信用保証協会と日本政策金融公庫（以下「公庫」という）は信用保険契約（包括保険の契約）を締結し、公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- 信用保証協会は、信用保証を行うと上記①の契約に基づき公庫に保証通知をするとともに、信用保険料を支払います。
- 信用保証協会が金融機関に対し代位弁済した場合には、公庫に保険金を請求します。
- 公庫は保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額に対して一定の割合を保険金として信用保証協会に支払います。
- 信用保証協会は保険金受領後に求償権を回収した場合は、公庫に対し保険金の受領割合に応じて回収金を納付します。

令和2年度の主な取組み

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対する対応

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大したことを受け、令和2年度は県内の中小企業・小規模事業者の支援のため、以下の取組みに尽力しました。

1. 迅速な保証審査のための態勢整備

新型コロナウイルス感染症の影響により保証申込が急増したことを受け、可能な限り迅速な保証審査をするための態勢を整備しました。

●保証部門への人員シフト

他部門から保証部門へ人員をシフトし、保証申込に対応しました。

●休日の保証審査業務実施

土曜日等にも保証審査業務を実施しました。

2. 相談窓口の拡充

2020年1月より専用の経営相談窓口を設置し、中小企業・小規模事業者の皆さまからの経営や資金繰りに関するご相談にお応えしました。

窓口名	新型コロナウイルスに関する経営相談窓口
開設日時	月～金曜日（年末年始・祝日を除く）9:00～17:20 ※2020年3月～8月は土曜日等も相談を承りました。
開設場所	経営支援部、本店営業部、各支店

3. 事業継続体制の強化

コロナ禍でも事業継続体制を確保するため、以下の対策を実施しました。

●スプリットオペレーションの実施

保証部門では、職員が感染した場合に他の職員に一齐に伝染するのを防ぐため、業務スペースの物理的な分離（スプリットオペレーション）を実施しました。

●新型コロナウイルス感染症に対応する専用BCPの策定

職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応方法を取りまとめたBCPを策定しました。

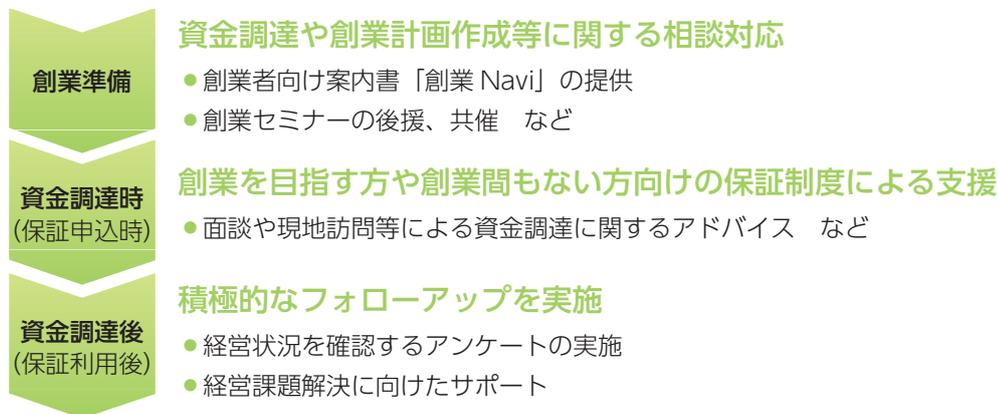
●感染防止策の徹底

時差出勤の導入、基本的感染予防の徹底、会議・会食の制限、非接触型検温器・パーティションの設置等を行い、職員の感染予防に努めました。



段階に応じた創業支援

創業を目指す方や創業間もない方へ創業の段階に応じた支援やツールを用意し、「創業者に寄り添った支援」を行っています。



【創業者向け案内書「創業 Navi」】

創業に向けての心構え、創業プランの立て方や資金計画の作成方法等を順序だててわかりやすく説明した創業者向け案内書「創業 Navi」を作成し、当協会各部支店の窓口で配布するほか、より多くの方にご活用いただけるよう当協会のホームページにも掲載しました。



【資金調達後（保証利用後）のフォローアップ】

当協会をご利用いただいた創業者の方々へ、保証利用後6か月経過および1年6か月経過時点でアンケートをお送りし、経営状況を確認しています。

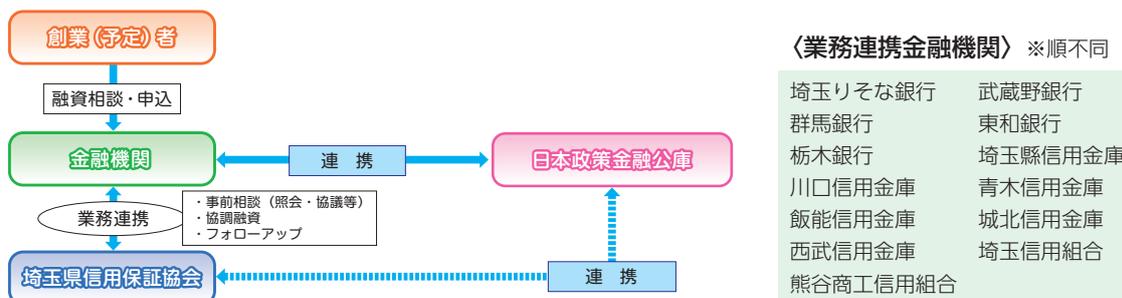
アンケートのご回答を受けて、当協会職員が電話や訪問にてお困りの点や経営課題をお伺いし、課題に適した専門家を派遣する等、課題の解決に向けたお手伝いをしています。

『金融機関との業務連携による創業支援』

創業者への支援を強化するために、金融機関と業務連携をしています。

金融機関から当協会への事前照会や事前協議スキームを整備することで、保証審査を迅速化したり、保証利用後のフォローアップにおける連携に取り組んだりするなど、創業者の事業が軌道に乗るようサポートしています。

〈業務連携による創業支援のスキームイメージ〉

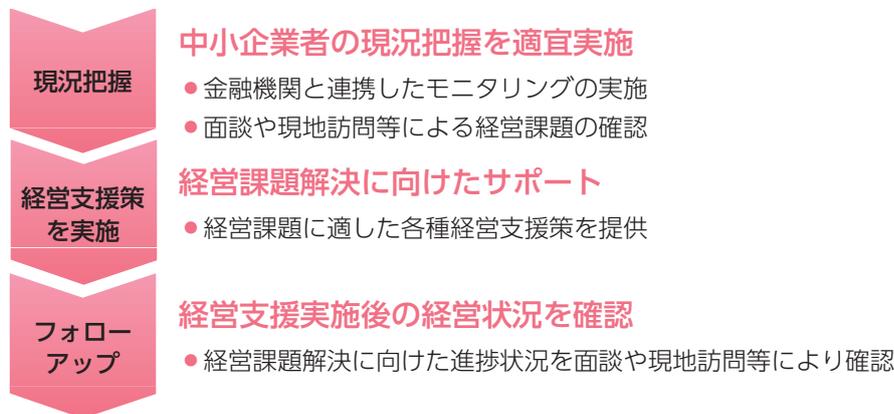


令和2年度の主な取組み

中小企業・小規模事業者の想いに寄り添う経営支援

中小企業者の様々な「声」に耳を傾け、経営課題の解決を共に目指す経営支援に取り組んでいます。

《経営支援のフロー》



『各種経営支援策』

【専門家派遣】

経営課題を抱えている中小企業者に豊富な知識と経験を有する専門家を派遣し、目標実現や課題解決に向けたお手伝いをしています。派遣費用については、当協会の補助制度をご利用いただけます。

埼玉県中小企業診断協会、日本技術士会埼玉県支部、日本公認会計士協会埼玉会等と連携し、中小企業者が抱える経営課題に適した専門家を派遣しています。

【経営サポート会議】

「経営サポート会議」は、中小企業者が抱える金融面の課題解決をサポートするため、中小企業者と取引金融機関等の関係者が一堂に会し、支援の方向性について意見交換を行う会議です。

当協会が事務局を務め会議を円滑に運営することで、課題の早期解決をサポートしています。

【経営改善計画策定支援事業の事業者負担費用への補助】

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し、経営改善に取り組んでいる中小企業者に対して、平成25年11月から経営改善計画の策定に係る費用の一部を補助しています。

【返済正常化および事業再生の取組み】

借換保証等を活用した返済正常化支援および求償権消滅保証等を活用した事業再生支援に取り組んでいます。

その他にも、「埼玉県中小企業再生支援協議会」への職員派遣をはじめ、金融機関の再生支援部署や地域の関係機関との連携を深める等、返済正常化および事業再生に向けた体制の充実と強化を図っています。

各種サポートデスクの設置

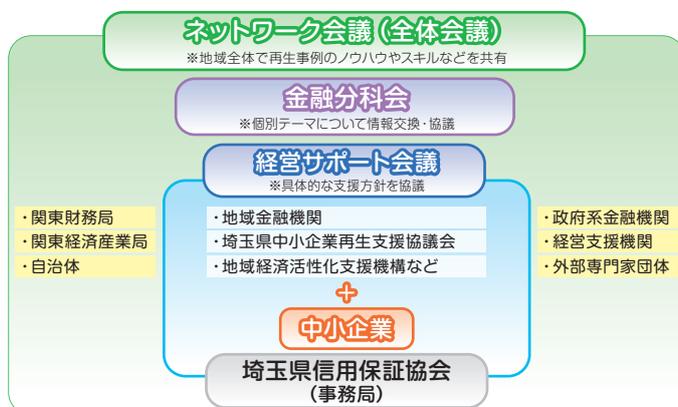
「創業」「海外展開」「事業承継」に関するご相談を承る専用のサポートデスクを、令和2年4月1日に設置いたしました。

創業に関するご相談	創業サポートデスク (女性専用創業相談窓口を統合) ☎048-729-7911
海外展開に関するご相談	海外展開サポートデスク ☎048-729-7912
事業承継に関するご相談	事業承継サポートデスク ☎048-729-7913

「彩の国中小企業支援ネットワーク」による関係機関との連携

本ネットワークは、関係機関の連携強化と協調体制を構築することで、中小企業者の経営改善や再生支援を促し、地域経済の活性化を図ることを目的として、当協会が事務局となり、平成24年9月に発足しました。

《彩の国中小企業支援ネットワークイメージ図》



「ネットワーク会議」

地域の再生事例、経営改善や創業に関するノウハウ、スキルを共有し、地域全体の中小企業者支援に関する目線あわせを目的として定期的開催

「金融分科会」

ネットワークの構成メンバーの中から個別テーマを共有する関係機関が集い、テーマに係る情報交換や協議・検討を行うため定期的開催（平成27年5月設置）

構成メンバー（全28機関）※順不同

関東財務局／関東経済産業局／埼玉県／さいたま市（産業創造財団を含む）／埼玉県中小企業再生支援協議会／地域経済活性化支援機構／日本政策金融公庫／商工組合中央金庫／埼玉りそな銀行／武蔵野銀行／埼玉縣信用金庫／川口信用金庫／飯能信用金庫／青木信用金庫／熊谷商工信用組合／埼玉信用組合／埼玉県医師信用組合／埼玉県産業振興公社／埼玉県商工会議所連合会／埼玉県商工会連合会／埼玉県中小企業団体中央会／関東信越税理士会埼玉県支部連合会／日本公認会計士協会埼玉会／埼玉県中小企業診断協会／埼玉弁護士会／さいたま商工会議所／埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター／埼玉県信用保証協会

令和2年度の主な取組み

危機管理の徹底

『反社会的勢力の排除や不正利用の防止への取組み』

当協会では、信用保証委託契約書に反社会的勢力の排除条項を盛り込み、申込者または連帯保証人が反社会的勢力およびその共生者に該当する場合は、信用保証の対象外としています。平成26年8月には、反社会的勢力に対する統一的な対応方法を明確化したマニュアルを作成し、反社会的勢力との関係を遮断するため、定期的に内部研修を実施する等、役職員一丸となって取り組んでいます。

また、第三者が介在する申込みや、申込内容と実態が異なる場合は一切保証しないことをパンフレットに明記する等、信用保証の不正利用防止にも努めています。



『事業継続計画（BCP）の継続運用』

当協会では、災害等の緊急事態が発生した場合の行動指針として、事業継続計画（BCP）を定めています。BCPでは、災害等緊急事態発生時の対策基準、連絡態勢や出勤態勢等について定めるとともに、定期的に訓練を実施し、緊急時に備えています。

お客さまの満足度向上に向けた取組み

当協会では、「お客さまに気持ちよく当協会をご利用いただくために」をコンセプトとして、CS（顧客満足）活動を推進しています。CS推進計画に基づくアクションプランを作成し、広くお客さまの求めるニーズに応えられるよう協会全体で取り組んでいます。

令和2年度は、CS活動に係るセルフチェックを実施し、結果の共有や検証を行い、職員の意識改革やマナー・接客スキルの向上を図りました。

CSR への取組み

『AED（自動体外式除細動器）の設置および救命講習の実施』

CSR（企業の社会的責任）活動の一環として、本店および全支店にAEDを設置しています。

また、定期的にAEDを用いた一次救命処置や止血法等に関する講習を実施し、来訪者、地域住民、職員らの不測の事態に対応できるよう備えています。

『「防犯のまちづくりに関する協定」に基づく活動』

埼玉県ならびに埼玉県警察と「防犯のまちづくりに関する協定」を締結しています。業務車両に防犯ステッカーを貼付し、安全で安心な街づくりのための活動を行っています。

広報活動の充実

『季刊誌「シーズン・レポート」の発行』

季刊誌「シーズン・レポート」を発行し、関係機関に配布しています。

当協会の取組みや、当協会をご利用いただいている中小企業者の紹介等を掲載しています。



『各種広報物の発行』

令和2年度は、中小企業者に向けた各種広報物の見直しを行い、デザインを刷新しました。当協会を初めて利用する中小企業者に向けたリーフレット「はじめまして埼玉県信用保証協会です」など、目的や用途に合わせた広報物を発行し、当協会や関係機関の窓口で配布しています。



『ホームページを活用した情報発信および利便性向上に向けた取組み』

中小企業者や関係機関への情報発信と利便性向上を図るためにホームページを開発しています。

当協会の概要や保証制度等をご案内するページの他、金融機関にご利用いただける書式ダウンロードページや、申込書・リーフレット等の送付依頼フォームを設けています。

また、当協会のホームページにアクセスしていただきやすいように、ご協力いただいた金融機関や商工団体等のホームページに当協会のバナー広告も設置しています。



『関係機関広報誌を活用した広報』

当協会が行っている経営支援策等を中小企業者の方に幅広く知っていただくため、さいたま・川口・川越の商工会議所広報誌に広告を掲載しています。

『マスメディアを活用した広報』

当協会の概要や経営支援策等を中小企業者や一般の方に幅広く知っていただくため、テレビ埼玉の「埼玉ビジネスウォッチ」のインフォメーションコーナーでの放映を行っています。

令和2年度の主な取組み

創業セミナーへの講師派遣

所沢商工会議所および所沢市の主催で2020年11月4日および2021年2月6日に開催された「開業ゼミナール」に、当協会経営支援部創業支援課の職員を講師として派遣しました。

「開業ゼミナール」では、所沢市内で開業予定または開業5年未満の方を対象に、経営の基本的な考え方やマーケティング等について解説しています。その中で、当協会からは創業時における信用保証協会の役割等を説明しました。

今後も商工会議所や市町村等と連携し、創業を考えている方または創業間もない方の知識・ノウハウの向上支援に取り組んでまいります。



再生支援への積極的な取組み

2020年10月21日、当協会が中小企業再生支援協議会事業に貢献したことについて、中小企業再生支援全国本部から感謝状を授与されました。

当協会としては、5年連続となります。

引き続き、中小企業再生支援協議会をはじめとする各関係機関と連携し、再生支援の取組みに努めてまいります。



合角ダムの風景（秩父市）

令和2年度事業報告

業務実績

【主要業務数値】

(単位：件、百万円、%)

項目	件数	金額		計画値(金額)	
			前年比		計画達成率
保証承諾	75,266	1,342,007	441.2	270,000	497.0
保証債務残高	130,342	1,625,969	214.0	736,800	220.7
代位弁済	1,055	9,632	77.1	13,000	74.1
実際回収	279	3,014	83.5	3,100	97.2

【保証承諾】

県新型コロナウイルス感染症対応資金、県緊急借換資金等の取扱いにより、75,266件、1,342,007百万円(対前年比441.2%、対計画比497.0%)となり、当協会設立以来最高の保証承諾金額となりました。

【保証債務残高】

保証承諾の増加等により大幅に伸長。130,342件、1,625,969百万円(対前年比214.0%、対計画比220.7%)となり、前年実績および事業計画を上回りました。

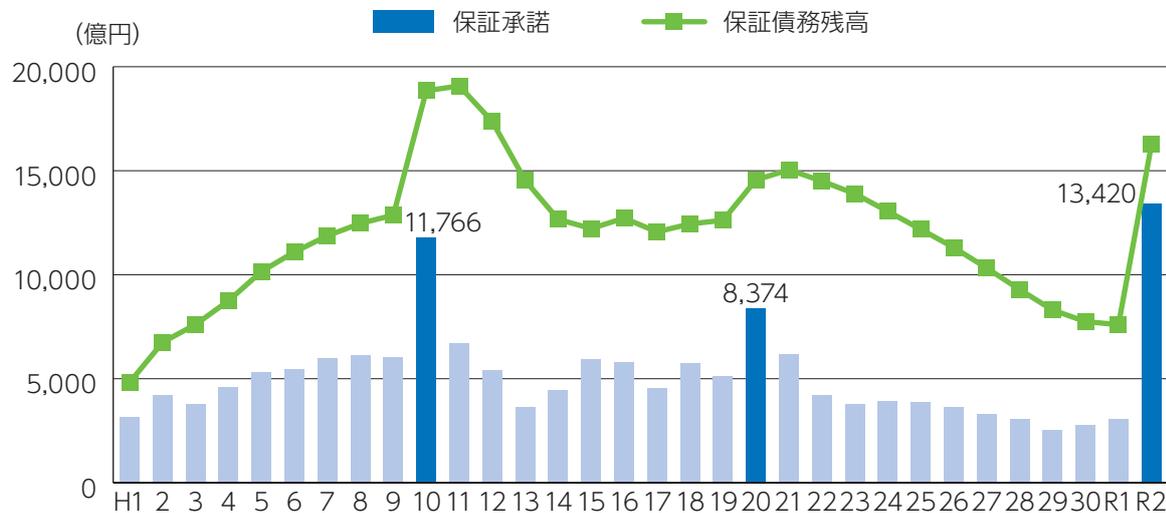
【代位弁済】

1,055件、9,632百万円(対前年比77.1%、対計画比74.1%)となり、前年実績および事業計画を下回りました。

【実際回収】

3,014百万円(対前年比83.5%、対計画比97.2%)となり、前年実績および事業計画を下回りました。

保証承諾金額および保証債務残高の推移



令和2年度事業報告

収支計算書

※数値の単位未満は四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで (単位：千円)

科目	金額
経常収入	14,083,837
保証料	11,839,740
運用資産収入	691,869
責任共有負担金	1,385,754
その他	166,474
経常支出	9,187,612
業務費	2,620,778
信用保険料	5,971,214
責任共有負担金納付金	415,311
その他	180,309
経常収支差額	4,896,225
経常外収入	14,983,694
償却求償権回収金	269,348
責任準備金戻入	4,720,109
求償権償却準備金戻入	1,231,722
求償権補てん金戻入	8,762,504
その他	12
経常外支出	20,923,409
求償権償却	10,235,957
責任準備金繰入	9,838,997
求償権償却準備金繰入	800,375
その他	48,081
経常外収支差額	△5,939,715
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	1,043,490
当期収支差額	0
収支差額変動準備金繰入額	0
基本財産繰入額	0

保証料
受入保証料のうち、当該年度に対応する保証料を計上しています。

責任準備金
景気変動等により代位弁済が著しく増加した場合の備え（支払資金）として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。（洗替方式）

求償権補てん金
代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と県・市町村等から受領した損失補償金からなっています。

信用保険料
日本政策金融公庫へ支払う信用保険料のうち、当該年度分に対応するものを計上しています。

求償権償却準備金
協会資産の健全性を保つ観点から、求償権に対して一定の割合を積み立てています。（洗替方式）

求償権償却
年度末求償権のうち、回収不能となって償却した求償権（自己償却）や当年度受領した保険金、損失補償金相当額を計上しています。

収支差額変動準備金取崩額
経常収支差額と経常外収支差額の合計額が負となった場合であって、さらに制度改革促進基金取崩額を加えた額がなお負となる場合、収支差額変動準備金をもって収支の差額の欠損を補てんすることになっています。

上表は、信用保証協会法施行規則に基づいて作成した収支決算書ですが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると左表のようになります。

(単位：千円)

経常外収支	
償却求償権回収金	269,348
責任準備金	
戻入	4,720,109
繰入	△9,838,997
(当期純戻入額)	(△5,118,888)
求償権償却準備金	
戻入	1,231,722
繰入	△800,375
(当期純戻入額)	(431,347)
求償権償却	
求償権償却	△10,235,957
求償権補てん金戻入	8,762,504
(当期自己償却額)	(△1,473,453)
その他	△48,069
経常外収支差額	△5,939,715

貸借対照表

※数値の単位未満は四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

令和3年3月31日現在 (単位：千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	470	基本財産	79,140,417
預け金	64,086,508	(内訳) 基金	32,532,951
(内訳) 当座預金	88,402	基金準備金	46,607,467
普通預金	5,987,436	制度改革促進基金	0
定期預金	58,000,000	収支差額変動準備金	21,338,106
郵便貯金	10,670	責任準備金	9,838,997
有価証券	90,808,615	求償権償却準備金	800,375
(内訳) 国債	0	退職給与引当金	1,014,679
地方債	47,593,865	損失補償金	0
社債	43,196,750	保証債務	1,625,968,538
株式	18,000	求償権補てん金	0
その他有価証券	0	借入金	0
動産・不動産	33,069	雑勘定	49,153,471
(内訳) 事業用不動産	15,906	(内訳) 仮受金	75,542
事業用動産	17,163	保険納付金	203,384
保証債務見返	1,625,968,538	損失補償納付金	81,453
求償権	3,242,158	未経過保証料	48,758,580
雑勘定	3,115,226	未払保険料	13,766
(内訳) 仮払金	40,301	未払費用	20,747
厚生基金	254,394		
連合会勘定	8,847		
未収利息	96,302		
未経過保険料	2,715,382		
合計	1,787,254,583	合計	1,787,254,583

預け金
代位弁済の支払準備資産等として、各金融機関へ預託しています。

有価証券
地方債や社債等を保有し、運用しています。

求償権
経理上の求償権とは、一般求償権残高から保険金および県・市町村等の損失補償金相当分を控除した額です。

未経過保険料
当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、次年度に帰属する部分を計上しています。

基本財産
株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格を持つ出えん金と金融機関等負担金からなる【基金】と、過去の収支差額の累計の【基金準備金】から構成されています。

収支差額変動準備金
収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して協会経営が不安定になるのを防ぐことができます。

未経過保証料
受入保証料のうち、当該決算期間の未経過分（次年度以降に係る保証料）を計上しています。経理上は保証料の前受金にあたります。

(単位：千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
【資産】		【負債】	
現金・預け金	64,086,978	責任準備金	9,838,997
有価証券	90,808,615	退職給与引当金	1,014,679
その他有価証券	0	借入金	0
動産・不動産	33,069	雑勘定	49,153,471
求償権	3,242,158	負債合計	60,007,148
求償権償却準備金	△800,375	【正味財産】	
雑勘定	3,115,226	基本財産	79,140,417
		収支差額変動準備金	21,338,106
		正味財産合計	100,478,524
合計	160,485,671	負債および正味財産合計	160,485,671

※保証債務見返（借方）・保証債務（貸方）1,625,968,538千円は、備忘勘定で借方・貸方同額のため、この表から除いています。

上表は、信用保証協会法施行規則に基づいて作成した貸借対照表ですが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等へ書き換えると左表のようになります。

令和2年度事業報告

基本財産

※数値の単位未満は四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

基本財産は、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があり、保証債務の最高限度の算定基礎となっています。

このため、当協会が健全な経営を行い、中小企業者等の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

当協会が引き受けできる保証債務の最高限度は、定款により基本財産の60倍（定款倍率といいます）と定められています。令和2年度末の基本財産は791億円となりましたので、当協会が引き受けられる保証債務の最高限度は、4兆7,484億円となります。

※令和2年度末の保証債務残高1兆6,260億円の実際倍率は20.5倍（定款倍率に対する消化率34.2%）

【基本財産の推移】

（単位：百万円）

年度	基本財産	基金	
		基金	基金準備金
平成28年度	76,214	31,862	44,352
平成29年度	77,421	32,086	45,334
平成30年度	78,309	32,259	46,049
令和元年度	79,036	32,429	46,607
令和2年度	79,140	32,533	46,607

経営計画の評価

当協会では、経営の透明性向上のため、毎年度の経営計画に基づく業務実績について自己評価を行うとともに、弁護士、公認会計士など評価に必要な学識を有する第三者で構成される外部評価委員会を設置し、客観的な評価を受けています。

令和2年度経営計画に対する自己評価と外部評価委員会からの意見については、ホームページで公表しております。（委員会：令和3年6月25日開催）



時の鐘（川越市）

令和2年度統計資料

(数値の単位未満は四捨五入しているため、合計値と一致しない場合があります。)

部・支店別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
本店営業部	7,878	98,334	105.9	35.8	8,725	111,308	113.1	36.6	26,827	473,141	425.1	35.3
熊谷支店	4,205	46,134	111.4	16.8	4,024	47,183	102.3	15.5	12,745	218,352	462.8	16.3
川越支店	6,147	72,387	108.3	26.3	6,178	74,124	102.3	24.4	19,056	337,448	455.2	25.1
春日部支店	5,081	58,159	113.5	21.1	5,538	71,557	123.0	23.5	16,638	313,066	437.5	23.3
合 計	23,311	275,014	109.0	100.0	24,465	304,172	110.6	100.0	75,266	1,342,007	441.2	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
本店営業部	34,004	282,105	92.6	36.4	33,118	277,353	98.3	36.5	46,608	580,581	209.3	35.7
熊谷支店	16,602	127,919	93.5	16.5	15,724	122,905	96.0	16.2	21,732	264,174	214.9	16.2
川越支店	26,445	202,085	93.7	26.1	25,372	194,996	96.4	25.7	33,495	405,659	208.0	24.9
春日部支店	20,817	162,504	93.8	21.0	20,362	164,692	101.3	21.7	28,507	375,554	228.0	23.1
合 計	97,868	774,612	93.3	100.0	94,576	759,947	98.1	100.0	130,342	1,625,969	214.0	100.0

■代位弁済 (元利)

(単位：件、百万円、%)

	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
本店営業部	578	4,754	83.6	31.7	538	4,589	96.5	36.7	326	3,174	69.2	33.0
熊谷支店	314	2,599	126.4	17.3	234	1,864	71.7	14.9	203	1,405	75.4	14.6
川越支店	456	4,391	133.3	29.3	473	3,590	81.8	28.7	303	3,013	83.9	31.3
春日部支店	360	3,262	67.7	21.7	295	2,457	75.3	19.7	223	2,040	83.0	21.2
合 計	1,708	15,006	94.7	100.0	1,540	12,501	83.3	100.0	1,055	9,632	77.1	100.0

■実際求償権回収 (元損)

(単位：件、百万円、%)

	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
全 体	322	3,909	101.4	100.0	333	3,612	92.4	100.0	279	3,014	83.5	100.0
うちサービサー	187	1,169	110.0	29.9	187	1,045	89.4	28.9	131	855	81.8	28.4

令和2年度統計資料

金融機関群別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	3,909	71,029	94.0	25.8	3,702	67,548	95.1	22.2	11,446	266,663	394.8	19.9
地方銀行	3,644	49,901	95.9	18.1	4,126	63,207	126.7	20.8	15,311	335,142	530.2	25.0
信託銀行	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
第二地銀	2,872	26,810	104.5	9.7	2,952	30,221	112.7	9.9	6,880	109,878	363.6	8.2
信用金庫	12,154	121,434	129.5	44.2	13,056	138,091	113.7	45.4	39,501	604,565	437.8	45.0
信用組合	711	5,448	112.2	2.0	611	4,623	84.9	1.5	2,121	25,469	550.9	1.9
政府系金融機関	20	381	81.6	0.1	17	402	105.6	0.1	7	290	72.1	0.0
その他	1	12	332.7	0.0	1	80	666.7	0.0	0	0	>	0.0
合計	23,311	275,014	109.0	100.0	24,465	304,172	110.6	100.0	75,266	1,342,007	441.2	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	24,133	258,104	87.4	33.3	21,358	230,634	89.4	30.3	25,907	385,196	167.0	23.7
地方銀行	17,240	157,146	88.2	20.3	16,213	151,280	96.3	19.9	25,022	388,307	256.7	23.9
信託銀行	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
第二地銀	9,815	59,519	94.7	7.7	9,524	60,678	101.9	8.0	12,271	129,902	214.1	8.0
信用金庫	43,841	283,305	102.6	36.6	44,784	302,197	106.7	39.8	63,590	691,480	228.8	42.5
信用組合	2,608	13,938	97.8	1.8	2,502	13,153	94.4	1.7	3,415	29,538	224.6	1.8
政府系金融機関	227	2,576	78.1	0.3	190	1,906	74.0	0.3	136	1,543	80.9	0.1
その他	4	24	155.9	0.0	5	98	408.5	0.0	1	2	1.9	0.0
合計	97,868	774,612	93.3	100.0	94,576	759,947	98.1	100.0	130,342	1,625,969	214.0	100.0

■代位弁済（元利）

(単位：件、百万円、%)

	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	447	5,082	81.7	33.9	409	4,255	83.7	34.0	284	3,264	76.7	33.9
地方銀行	357	3,316	102.4	22.1	276	2,629	79.3	21.0	183	1,843	70.1	19.1
信託銀行	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
第二地銀	177	1,275	127.2	8.5	142	784	61.5	6.3	119	1,033	131.8	10.7
信用金庫	663	4,845	97.9	32.3	663	4,500	92.9	36.0	422	3,162	70.3	32.8
信用組合	58	451	137.1	3.0	46	298	66.2	2.4	45	288	96.4	3.0
政府系金融機関	6	38	33.8	0.3	4	33	88.8	0.3	2	42	126.5	0.4
その他	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
合計	1,708	15,006	94.7	100.0	1,540	12,501	83.3	100.0	1,055	9,632	77.1	100.0

業種別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
製造業	4,004	52,050	107.7	18.9	4,330	57,692	110.8	19.0	14,933	285,976	495.7	21.3
農林漁業	14	239	300.6	0.1	10	105	43.7	0.0	28	586	560.2	0.0
鉱業	2	70	100.0	0.0	2	30	42.9	0.0	11	225	750.0	0.0
建設業	8,167	89,203	110.4	32.4	8,452	98,245	110.1	32.3	22,627	400,738	407.9	29.9
卸売業	2,360	35,229	106.9	12.8	2,469	39,664	112.6	13.0	7,343	161,128	406.2	12.0
小売業	2,436	27,321	106.1	9.9	2,457	28,805	105.4	9.5	7,026	117,385	407.5	8.7
飲食店	789	4,595	101.2	1.7	940	6,730	146.5	2.2	3,854	40,375	600.0	3.0
運送倉庫業	1,065	15,845	104.8	5.8	1,146	18,654	117.7	6.1	3,535	85,576	458.7	6.4
サービス業	3,419	34,535	114.7	12.6	3,682	39,118	113.3	12.9	12,903	205,283	524.8	15.3
不動産業	974	15,138	109.9	5.5	882	14,168	93.6	4.7	2,753	41,673	294.1	3.1
その他の産業	81	790	99.6	0.3	95	960	121.5	0.3	253	3,062	318.9	0.2
合計	23,311	275,014	109.0	100.0	24,465	304,172	110.6	100.0	75,266	1,342,007	441.2	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
製造業	20,244	188,120	89.1	24.3	18,873	176,523	93.8	23.2	25,946	361,052	204.5	22.2
農林漁業	49	352	150.8	0.0	44	314	89.1	0.0	64	828	263.7	0.1
鉱業	6	97	77.8	0.0	7	86	88.3	0.0	12	243	283.2	0.0
建設業	28,519	199,437	96.1	25.7	28,072	202,692	101.6	26.7	37,854	455,004	224.5	28.0
卸売業	10,297	102,393	90.6	13.2	9,728	98,000	95.7	12.9	13,083	200,227	204.3	12.3
小売業	11,185	83,066	95.5	10.7	10,828	81,668	98.3	10.7	13,761	155,200	190.0	9.5
飲食店	4,073	16,698	92.0	2.2	3,989	17,009	101.9	2.2	5,992	44,835	263.6	2.8
運送倉庫業	5,206	54,731	94.5	7.1	4,994	53,662	98.0	7.1	6,760	108,395	202.0	6.7
サービス業	15,441	100,907	94.5	13.0	15,110	100,627	99.7	13.2	22,087	244,169	242.6	15.0
不動産業	2,423	25,902	103.7	3.3	2,534	26,618	102.8	3.5	4,241	51,339	192.9	3.2
その他の産業	425	2,908	88.6	0.4	397	2,747	94.5	0.4	542	4,676	170.2	0.3
合計	97,868	774,612	93.3	100.0	94,576	759,947	98.1	100.0	130,342	1,625,969	214.0	100.0

■代位弁済 (元利)

(単位：件、百万円、%)

	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
製造業	250	2,535	76.8	16.9	278	2,801	110.5	22.4	220	2,393	85.4	24.8
農林漁業	0	0	0.0	0.0	4	19	<	0.2	1	1	3.3	0.0
鉱業	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
建設業	440	3,950	93.8	26.3	446	3,100	78.5	24.8	300	2,562	82.7	26.6
卸売業	279	3,156	104.8	21.0	252	2,906	92.1	23.2	152	1,744	60.0	18.1
小売業	276	2,055	107.7	13.7	213	1,962	95.5	15.7	140	1,265	64.5	13.1
飲食店	111	597	133.7	4.0	89	449	75.3	3.6	61	170	37.9	1.8
運送倉庫業	61	656	73.3	4.4	50	392	59.8	3.1	64	758	193.4	7.9
サービス業	263	1,921	98.2	12.8	185	749	39.0	6.0	100	681	90.9	7.1
不動産業	24	102	103.0	0.7	20	114	111.3	0.9	15	31	27.2	0.3
その他の産業	4	35	120.9	0.2	3	9	25.2	0.1	2	27	303.6	0.3
合計	1,708	15,006	94.7	100.0	1,540	12,501	83.3	100.0	1,055	9,632	77.1	100.0

令和2年度統計資料

制度別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
県制度	11,687	87,167	94.4	31.7	11,065	89,718	102.9	29.5	68,795	1,231,145	1,372.2	91.7
市町村制度	1,163	10,719	99.1	3.9	1,802	18,008	168.0	5.9	2,568	32,328	179.5	2.4
一般・協会制度	10,461	177,128	118.8	64.4	11,598	196,446	110.9	64.6	3,903	78,534	40.0	5.9
合計	23,311	275,014	109.0	100.0	24,465	304,172	110.6	100.0	75,266	1,342,007	441.2	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
県制度	57,822	325,192	90.0	42.0	53,530	297,038	91.3	39.1	96,090	1,236,123	416.1	76.0
市町村制度	6,706	34,530	95.4	4.5	6,812	38,155	110.5	5.0	7,087	52,209	136.8	3.2
一般・協会制度	33,340	414,890	95.8	53.6	34,234	424,754	102.4	55.9	27,165	337,636	79.5	20.8
合計	97,868	774,612	93.3	100.0	94,576	759,947	98.1	100.0	130,342	1,625,969	214.0	100.0

担保別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
有担保	769	18,735	81.8	6.8	757	17,703	94.5	5.8	598	14,360	81.1	1.1
無担保	22,542	256,279	111.7	93.2	23,708	286,469	111.8	94.2	74,668	1,327,647	463.5	98.9
合計	23,311	275,014	109.0	100.0	24,465	304,172	110.6	100.0	75,266	1,342,007	441.2	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
有担保	4,855	76,305	86.3	9.9	4,220	67,047	87.9	8.8	3,690	59,275	88.4	3.6
無担保	93,013	698,307	94.1	90.1	90,356	692,901	99.2	91.2	126,652	1,566,693	226.1	96.4
合計	97,868	774,612	93.3	100.0	94,576	759,947	98.1	100.0	130,342	1,625,969	214.0	100.0

第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）

業務運営方針

埼玉県信用保証協会は、「新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業・小規模事業者の支援」と「コロナ禍の振り返りを踏まえた組織体制の強化」を念頭に、関係機関との連携を深めながら、地域社会の活性化に寄与することを目指します。

そのために、以下の(1)～(4)の業務運営方針を掲げ、役職員が一丸となって業務に邁進します。

(1)中小企業・小規模事業者の実情を踏まえた支援を実践し、事業継続に貢献します

多くの中小企業・小規模事業者がコロナ禍で厳しい経営環境に置かれていたり、経営者の高齢化問題に直面していたりする現状を踏まえ、中小企業・小規模事業者の事業継続のサポートをすることを最優先課題として取り組みます。

なお、事業継続支援の一環で中小企業・小規模事業者の経営改善のための取り組みを行った場合は、爾後のフィードバックを念頭にその成果を把握し、情報として蓄積することに努めます。

【具体的取組み】

- 1) 新型コロナウイルス感染症による経済環境の変化に立ち向かう中小企業・小規模事業者の事業継続支援
- 2) 事業承継の促進に繋がる取組み

(2)関係機関との連携を強化し、地域での存在感を高めます

第6次中期事業計画期間中も、金融支援・経営支援は引き続き重要な課題になると認識していますが、一方でマンパワーにもノウハウにも限りがある当協会のみでは、十分な支援ができない可能性があります。そこで、金融機関や中小企業支援機関との間で互いの得意分野を持ち寄りながら、実効性のある支援を展開します。

併せて、関係機関と連携しながら、地方創生に資する取組みを推し進めます。

【具体的取組み】

- 1) 金融機関との対話を通じた連携体制強化・相互理解の促進
- 2) 中小企業・小規模事業者への支援を協働するパートナーとの連携体制確立
- 3) 地方創生への取組み

(3)経済環境の変化に即応できる組織体制を確立します

目まぐるしく変化する経済環境の中では、政策機関である信用保証協会に期待される役割もその時々で変化することが想定されます。当協会としましては、金融支援だけでなく経営支援・創業支援・事業承継支援等さまざまな支援が求められても迅速に対応できる体制を構築します。

また、地域金融におけるセーフティネット機能たる信用保証協会が、天災の発生や疫病の蔓延等により機能不全に陥ることは許されません。今回のコロナ禍の経験を踏まえ、危機時の事業継続体制について見直しを行い、不測の事態が起きて万全の態勢で業務に臨める体制を構築・維持します。

【具体的取組み】

- 1) 緊急事態に備えた組織体制の確立
- 2) 多様なニーズに対応できる人材の育成
- 3) 業務の効率化の促進
- 4) 組織の全体最適化

(4)公的機関に寄せられる社会的な期待に十分応えられる健全な組織運営を行います

信用保証協会が業務を行うにあたっては、地域からの信用が不可欠です。

そのためにも、法令やルールを厳守した公正かつ誠実な業務の遂行と、強固な財務基盤の維持を図ります。

【具体的取組み】

- 1) コンプライアンスの徹底
- 2) 反社会的勢力の排除および不正利用の防止
- 3) 長期的な財務基盤の維持

令和3年度経営計画

埼玉県信用保証協会は、第6次中期事業計画の業務運営方針を踏まえ、令和3年度の経営計画における重点課題ならびに取組み方針を以下のとおり定めました。

①中小企業・小規模事業者の実情を踏まえた支援を実践し、事業継続に貢献します

新型コロナウイルス感染症による経済環境の変化に立ち向かう中小企業・小規模事業者に対する金融支援・経営支援や、事業承継問題に取り組むことで、県内中小企業・小規模事業者の事業継続を後押しします。

②関係機関との連携を強化し、地域での存在感を高めます

金融機関・中小企業支援機関との間で互いの得意分野を持ち寄りながら、県内中小企業・小規模事業者に対する実効性の高い金融支援・経営支援を展開します。

併せて、関係機関と連携しながら、地方創生に資する取組みを推し進めます。

③経済環境の変化に即応できる組織体制を確立します

経済環境の変化に合わせて当協会に求められる役割が変化しても、迅速に対応できる体制を構築します。

また、今回のコロナ禍の経験を踏まえ、危機時の事業継続体制について見直しを行い、不測の事態が起きても万全の態勢で業務に臨める体制を構築・維持します。

④公的機関に寄せられる社会的な期待に十分応えられる健全な組織運営を行います

法令やルールを厳守した公正かつ誠実な業務の遂行と、強固な財務基盤の維持を図ります。

この方針に沿って、各部門では以下に記す重点課題の解決に向けて業務に取り組みます。

●保証部門

- 資金繰り支援
- 経営力向上支援
- 事業承継の促進

●期中管理・経営支援部門

- 経営状況変化の早期察知と適切な経営支援の実施
- きめ細かな延滞管理の実施
- 創業者へのフォローアップ

●回収部門

- 管理コストを考慮した効率的な求償権管理回収

● その他間接部門

- 多様な業務を担える職員の育成
- 生産性の向上
- IT インフラ整備
- 当協会への理解を促す広報活動の展開
- 金融機関との対話による相互理解の促進
- 関係機関との連携に向けた取組み
- 地域貢献への取組み
- コンプライアンスの徹底
- 反社会的勢力の排除および不正利用の防止
- 長期的な財務基盤の維持

〈主要業務の計画〉

(単位：百万円、%)

項目	金額	対前年度実績比
保証承諾	333,000	24.8
保証債務残高	1,562,400	96.1
代位弁済(元利)	29,000	301.1
実際回収(元損)	3,000	99.5

情報管理・コンプライアンス等の取組み

情報資産管理強化への取組み

当協会では、事業活動の実施に伴って取り扱うお客様の情報を、守るべき最重要な情報資産として認識しています。そうしたことから、情報資産の管理強化を図るため、情報セキュリティ基本方針を掲げるとともに、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を構築・運用し、情報管理体制の確立に努めています。

今後も、中小企業者、ならびに関係機関の皆さまから安心して保証を利用していただけるように、引き続き、よりレベルの高い情報管理に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当協会は、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としています。当協会は、事業活動の実施に伴って取り扱うお客様の情報を守るべき最重要な情報資産として認識し、これを守るために、協会内に情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、運用し、見直し、維持および改善します。具体的には、以下の指針に従って活動を推進します。

1. 情報セキュリティ目標

当協会は、情報セキュリティマネジメントシステムを適切に実施し、事業活動を行うにあたって、情報セキュリティ目標を設定し、これを達成するための計画を策定し、実施します。

2. リスクアセスメントの実施

当協会は、情報資産に対して、リスクアセスメントを実施し、各情報資産に及ぼすリスクを認識した上で、これに対する管理策を策定し、実施し、これを維持します。

3. 情報セキュリティ体制

当協会は、情報セキュリティマネジメントシステムを推進する機能として、情報セキュリティ委員会を設置し、部門には情報セキュリティ責任者を配置し、情報資産の適正な管理を実施します。

4. 法令および規制等の遵守

当協会のすべての役員、職員（嘱託、パート、派遣スタッフ（業務委託先含む））は、情報セキュリティに関する法令、規制およびお客様との契約事項については、その要求事項を遵守します。

5. 教育・訓練

当協会のすべての役員、職員（嘱託、パート、派遣スタッフ（業務委託先含む））には、必要な情報セキュリティに関する教育・訓練を実施し、各人に情報セキュリティの活動の重要性を認識させることにより、意識の向上および関連する諸規程の周知徹底を図ります。

個人情報保護の取組み

個人情報保護宣言

埼玉県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆さまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

5. 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記9の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記9の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記9の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- 6、7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせ窓口は、各担当地域を管轄する本店営業部、支店、債権管理部となります。担当地域の詳細と各部署の連絡先については「担当地域と事務所のご案内」（P30）をご覧ください。

コンプライアンス・危機管理態勢の基本方針

当協会は、公的使命と社会的責任を果たし、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、コンプライアンス・危機管理態勢の強化に役職員一丸となって、積極的に取り組んでいます。

これを実践していくために、基本方針として「信用保証協会倫理憲章」を制定し、役職員の行動指針として「行動規範」を策定しています。

コンプライアンス・危機管理態勢を徹底するため、必要に応じて対策本部を設置し、解決までの全ての任にあたるとともに、統括部署を定め、マニュアルに基づく指導や研修・啓蒙活動を行っています。各部署には総括担当者を配置し、実施状況を監視することで問題の早期発見に努めています。更に顧問弁護士とも連携を強化するなど、きめ細かい実践体制を整えています。

信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

2. 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

4. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

5. 地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

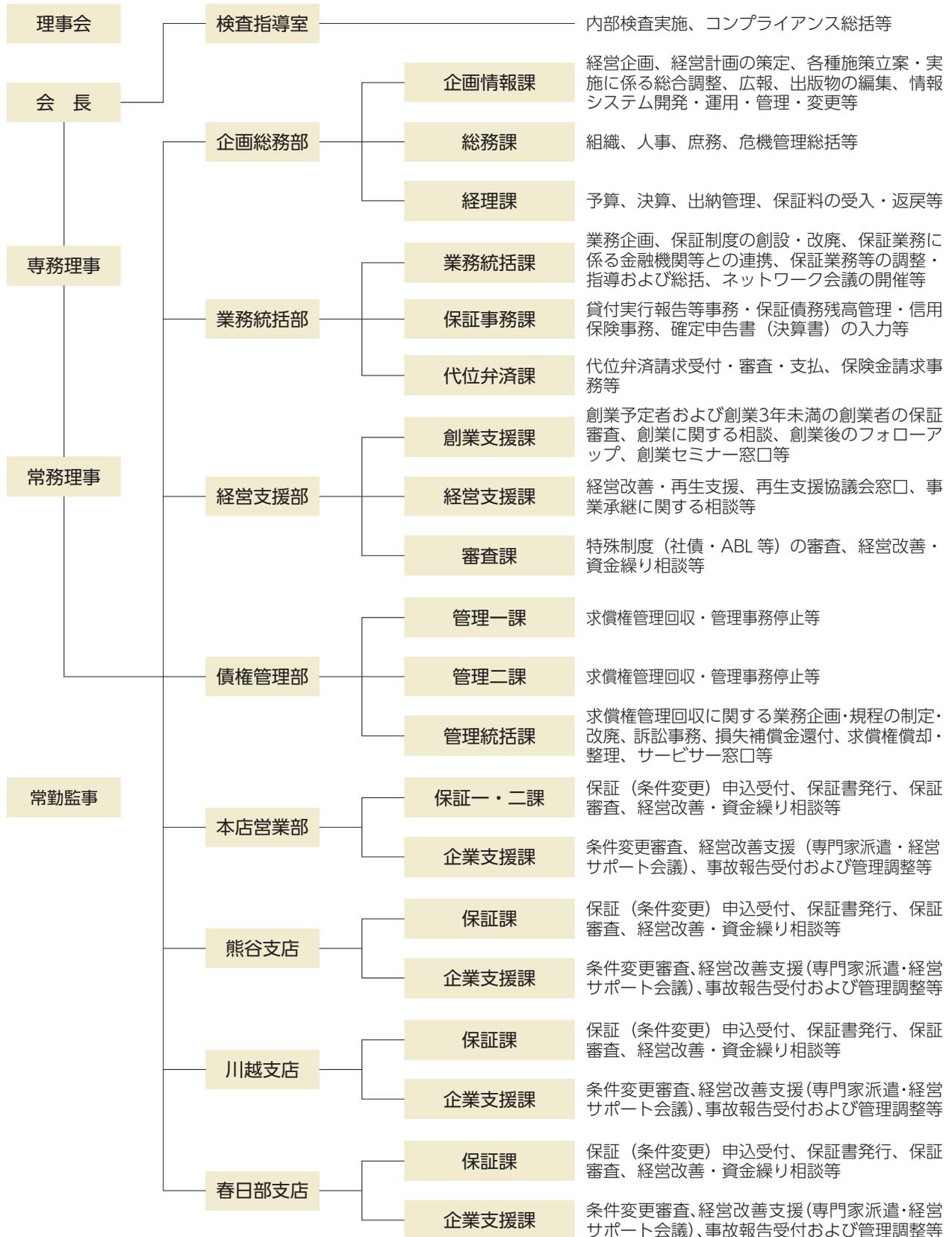
コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスを実現するための具体的な行動計画を示した「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定するとともに、このプログラムの進捗確認および実施状況の評価・チェックを随時行っています。

① 業務執行にあたる役員の責務	コンプライアンス・危機管理総括担当者を選任するとともに、定例の幹部職員会議や年度初めにおける役員の講話などを通じ、コンプライアンスの徹底を指示します。
② コンプライアンスの統括	前年度の実績報告を行うとともに、次年度のコンプライアンス・プログラムを審議します。また、必要に応じて不祥事の発生防止等に向けた指導を行います。
③ コンプライアンス態勢の強化	内部検査や会議の開催等によって、定期的に各部署のコンプライアンスの推進・遵守状況を確認し、指導・助言を行います。
④ コンプライアンス統括部署の責務	コンプライアンス・危機管理総括担当者会議を運営するとともに、コンプライアンスチェックシートによるモニタリングを行います。
⑤ コンプライアンス担当者の責務	日常を注視し、コンプライアンス違反の未然防止および早期発見、コンプライアンス教育等に力点を置いています。
⑥ 研修・広報等の実施	不祥事を未然に防止するため、外部講師による集合研修や内部研修等を実施します。また、取り組み内容をホームページや広報誌等に掲載します。

事業体制と県内ネットワーク

組織機構図と主な業務 (令和3年4月1日現在)



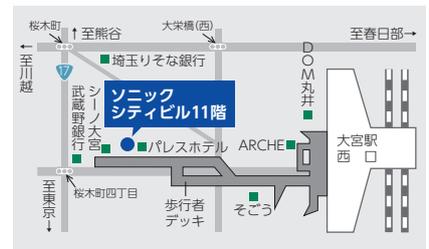
担当地域と事務所のご案内



事業体制と県内ネットワーク

本店

〒330-9608
 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 (ソニックシティビル11階)
 ※経営支援部はソニックシティビル10階
 TEL 検査指導室 048(647)4718
 企画総務部 企画情報課 048(647)4712
 総務課・経理課 048(647)4711
 業務統括部 業務統括課・保証事務課 048(647)4713
 代位弁済課 048(647)4714
 経営支援部 創業支援課 048(647)4720
 経営支援課・審査課 048(647)4716
 債権管理部 管理一・二課 048(647)4717
 管理統括課 048(647)4715
 本店営業部 保証一課 048(647)4721
 保証二課 048(647)4722
 企業支援課 048(647)4723



大宮駅西口より徒歩5分

熊谷支店

〒360-8608
 熊谷市筑波2丁目48番地1
 (大栄日生熊谷ビル4階)
 TEL 保証課 048(521)5221
 企業支援課 048(521)5277



熊谷駅北口より徒歩3分

川越支店

〒350-1183
 川越市新宿町1丁目17番地17
 (ウエスタ川越公共施設棟5階)
 TEL 保証課 049(249)1681
 企業支援課 049(249)1671



川越駅西口より徒歩5分

春日部支店

〒344-8508
 春日部市南1丁目1番7
 (埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設5階)
 TEL 保証課 048(731)7311
 企業支援課 048(731)7312



春日部駅西口より徒歩5分



ホームページ

埼玉県信用保証協会

検索

